

平成 25 年 3 月 27 日

お客さま各位

普通預金規定等への「暴力団排除条項」の導入について

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進しており、組合員からの排除のため定款に、また融資取引からの排除のため信用組合取引約定書に、反社会的勢力の排除に係る規定（以下「暴力団排除条項」といいます）を導入しております。

今般、その取組みの一環として、当座預金・普通預金・貯蓄預金・総合口座・通知預金・納税準備預金・定期預金・定期積金・譲渡性預金の各種預金規定並びに、貸金庫取引規定に「暴力団排除条項」を導入し、平成 25 年 4 月 1 日（月）より適用を開始するとともに、普通預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくこととしました。

これに伴い、お客さまが反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当組合の判断により取引の停止または契約の解約ができません。

今後も反社会的勢力との一切の関係遮断に努めてまいりますので、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。